



ガバナンス

Contents

- 30 コーポレート・ガバナンス
- 40 内部統制
- 42 リスクマネジメント
- 45 コンプライアンス
- 48 内部通報制度(スピークアップ制度)
- 53 腐敗防止
- 56 レスポンスブル・ケア
- 64 情報セキュリティ
- 67 ガバナンス データ編
- 67 **1** コーポレート・ガバナンス
- 68 **2** コンプライアンス
- 68 **3** 税の透明性

ガバナンスを通じたSDGsへの貢献



コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスへの取り組み

住友化学は、従来からコーポレート・ガバナンスの向上に意を尽くして取り組んできましたが、コーポレートガバナンス・コードの適用など、ガバナンスのさらなる向上の要請に応じ、コードの趣旨や精神を尊重しながら、会社の統治機構や意思決定のあり方などを最善なものになるよう継続的に改善に取り組んでいます。

基本的な考え方

住友化学は、約400年続く住友の事業精神を継承し、自社の利益のみを追わず事業を通じて広く社会に貢献していくという理念のもと、活力にあふれ社会から信頼される企業風土を醸成し、技術を基盤とした新しい価値の創造に常に挑戦し続けることで、持続的成長を実現していきたいと考えています。その実現に向けて、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することが重要であると考え、株主を含めさまざまなステークホルダーとの協働、意思決定の迅速化、執行に対する適切な監督、コンプライアンス体制および内部統制システムの充実・強化、ステークホルダーとの積極的な対話を基本とし、次の方針に則って、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に取り組んでいます。

- 当社は、株主の権利を尊重するとともに、株主の円滑な権利行使を実現するための環境整備ならびに株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- 当社は、会社の持続的成長には、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であるとの認識のもと、積極的に企業の社会的責任を果たしていくとともに、社会から信頼される企業風土の醸成に努めます。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行うための基盤作りの一環として、信頼性が高く、かつ利用者にとって有用性の高い情報の提供に努めます。
- 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外役員の役割を重視しつつ、変化する社会・経済情勢を踏まえた的確な経営方針・事業戦略を示すとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を実施するなど、取締役会の役割や使命を適切に履行します。
- 当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努めます。

住友化学コーポレートガバナンス・ガイドライン


<https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/governance/>


■ コーポレート・ガバナンス強化の歴史

年月	主な取り組み	役員構成	役員指名	役員報酬	その他
2003年	6月 執行役員制度 導入 (取締役を25名から10名に減員)	●			●
	7月 コンプライアンス委員会 設置				●
2004年	6月 役員退職慰労金制度 廃止			●	
2007年	5月 内部統制委員会 設置				●
	9月 役員報酬アドバイザーグループ 設置			●	
2010年	9月 役員指名アドバイザーグループ 設置		●		
2011年	11月 独立役員の指定に関する基準 制定	●	●		
2012年	6月 社外取締役1名 選任	●			
2015年	6月 社外取締役3名 選任 (2名増員)	●			
	10月 役員報酬アドバイザーグループに代え、役員報酬委員会 設置 役員指名アドバイザーグループに代え、役員指名委員会 設置			●	
2016年	12月 住友化学コーポレートガバナンス・ガイドラインを制定				●
2018年	6月 社外取締役4名 (うち1名は女性) 選任 (1名増員)	●			

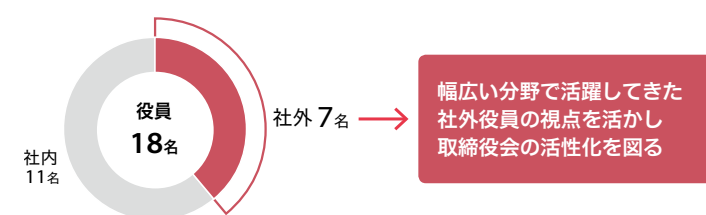
コーポレート・ガバナンス

昨今のコーポレート・ガバナンス強化の取り組み

取締役会の監督・アドバイザー機能の一層の強化

住友化学は、取締役会の監督・アドバイザー機能をより一層強化し、経営の透明性・客観性を高めることを目的として、2018年6月、社外取締役を1名増員し4名体制（うち1名は女性取締役）とし、その結果、取締役、監査役総勢18名のうち社外役員は7名となりました。今後も経営者、経済学者、官僚、法曹、会計士など幅広い分野で活躍してきた社外役員の視点を活かして、引き続き取締役会のさらなる活性化を図っていきます。

■ 役員の構成（2019年7月1日現在）



	社内	社外
取締役	9名	4名 (うち、1名は女性取締役)
監査役	2名	3名

取締役会の運営方法の見直し

コーポレートガバナンス・コードの適用以降、住友化学は取締役会の運営方法を毎年見直し、取締役会において、経営方針・事業戦略や業務執行上の重要案件の審議や、業務執行状況の監督に従来以上に重心を置くこととしています。具体的には、各執行役員の業務執行状況に関する報告の充実化を図っており、報告内容に応じて複数の報告方式を設け、例えば大型案件については早期の段階から取締役会と共有し方向づけを議論するなど、持続的成長、迅速果断な意思決定に資する有意義な議論がなされています。

社外役員機能の活用

社外役員の監視・監督機能およびアドバイザー機能を最大限に活用する上で、社内役員と社外役員の情報の非対称性を縮小させることが必要不可欠であるため、下記のような諸施策を実施して、取締役会審議などの活性化に努めています。

■ 社外役員機能を最大限活用するための各種施策

具体的な施策	実施頻度	内容
取締役会の事前説明会	毎月	社外取締役が一堂に会し、取締役会に上程される議案などについて、事前に関係部署から詳細な説明を受け、質疑応答
社内会議での論点に関する報告	毎月	取締役会の中で、起業・買収などの決議案件について、社内会議でなされた議論の論点や出された意見がどう反映されたかなどを説明
大型案件の決議前の取締役会報告	都度	経営方針、M&Aや大型プロジェクトなどの重要案件について、取締役会の意向を反映することができるよう、検討初期の段階で取締役会に報告
社外役員懇談会の開催	年1回	取締役会の実効性についてアンケート結果などに基づき、社外役員と会長・社長による率直な意見交換会を開催
社外役員だけの懇談会※1	年2回	取締役会終了後に、社外役員のみで自由な意見交換を実施
社外役員と主要部門との懇談会※1	年6回	取締役会終了後に、取締役会でローテーション報告※2を担当した部門の役職員と社外役員とで懇談会を開催し、自由かつ率直な意見交換を実施
事業所視察	年2回	当事業所および海外グループ会社の事業所を視察

※1 2019年度から新たに実施

※2 ローテーション報告：分野ごとにまとまった時間を設けての包括的・体系的な報告

コーポレート・ガバナンス

取締役会の実効性評価

評価の方法

住友化学の取締役会は、取締役会の実効性に関し、各取締役・監査役に対するアンケート結果、および監査役会から出された意見を参考にしつつ、社外取締役・社外監査役・会長・社長を出席メンバーとする社外役員懇談会と、社内取締役などを出席メンバーとする経営会議において、率直な意見交換を実施することで評価分析を行うこととしています。取締役会では、これらの意見をもとにして、取締役会の実効性を向上させるべく毎年改善に取り組んでいます。

2018年度の評価および前年度の改善状況

取締役会の実効性に関する評価については、取締役会の構成、運営状況、取締役会における審議や報告の実施状況、業務執行に対する監督の状況、ならびに任意設置の役員指名委員会、役員報酬委員会の運営の各方面において実施しています。2018年度末においては、毎年着実に改善が図られており、総じて良好な水準にあることを確認するとともに、今後も企業価値の向上を目指して、各種の取り組みを継続させていくことを確認しました。

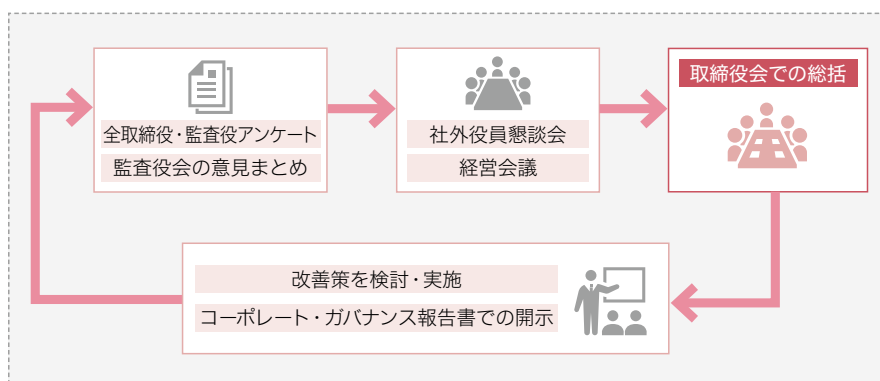
■ 前年度改善点としてあげた諸点への取り組み

- グループ会社の重要な事項に関する報告、議論を通じた監督の強化
- 長期的戦略に関し、新中期経営計画の立案を通じた議論を実施
- 社内議論の論点について社外役員と一層の共有

今後に向けて

あらためて社外役員・社内役員の果たすべき役割に関して議論を行い、取締役会をさらに活性化する観点から、取締役会の時間枠のより余裕を持った設定、説明などにおける論点の一層の明確化、審議案件などに関する社内議論の経緯の詳細説明などを実施すること、また、社外役員が適切に役割・責務を果たすため、独立社外役員のみで構成する会合や、社外役員が社内の幅広い層と率直に意見交換できる場を設けることなどに取り組んでいくこととしています。

■ 取締役会実効性のさらなる向上に向けたPDCAサイクル



コーポレート・ガバナンス

社外役員による事業所視察

住友化学では社外役員が当社の現状をより一層理解できるよう、国内外の事業所視察を毎年開催することとしています。2018年度は、愛媛工場およびサウジアラビアのグループ会社において、計2回実施しました。この取り組みについて、社外役員からは、当社事業への理解が深まり大変有益であるとの意見を受けています。



愛媛工場の視察 (2018年9月)

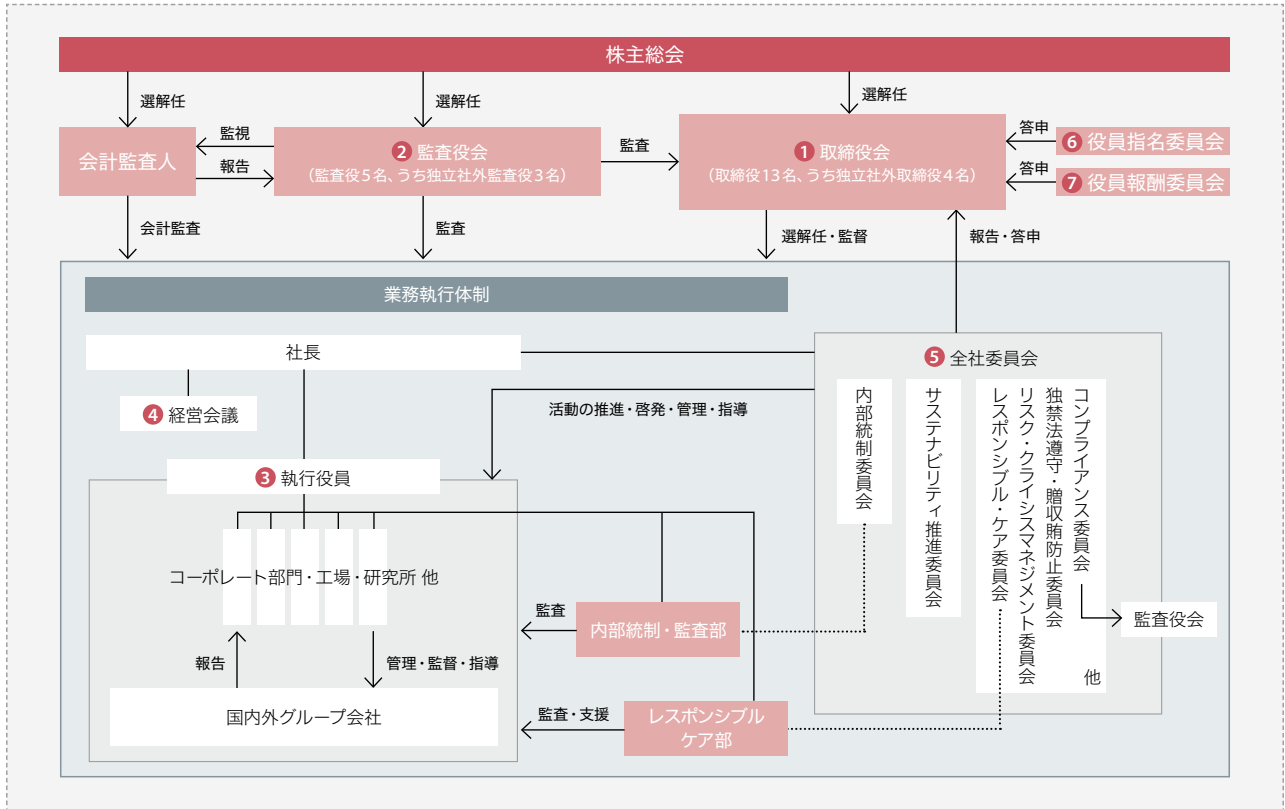


サウジアラビアのグループ会社の視察
(2019年2月)

コーポレート・ガバナンス

現在のコーポレート・ガバナンスの体制

■ コーポレート・ガバナンス体制図 (2019年7月1日現在)



機関構成

① 取締役会

住友化学の取締役会は、法令、定款、取締役会規程などに基づき、経営方針、事業戦略、経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役などから職務の執行状況、財務状態および経営成績などの報告を受け、取締役の職務執行の監督をしています。

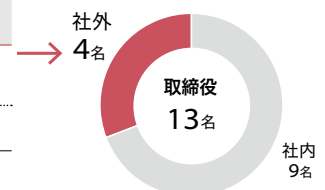
また、毎年、取締役会の実効性について分析・評価し、その結果をフォローアップすることによって、取締役会の実効性を確保しています。取締役は、役員指名委員会の答申を受けて取締役会で候補者が指名され、毎年1回株主総会において選任されます。

■ 取締役会の概要

議長	取締役会長	取締役会長は執行役員を兼務していません。
人数	13名	
開催頻度	原則毎月1回	必要に応じて臨時取締役会を開催しています。
取締役の任期	1年	取締役の経営責任とその役割の明確化を図るため、任期を1年に設定しています。

■ 取締役13名の内訳

	男性	女性	合計
社内	9	0	9
社外*	3	1	4
合計	12	1	13



* 一般株主と利益相反を生じない独立社外取締役

コーポレート・ガバナンス

② 監査役会

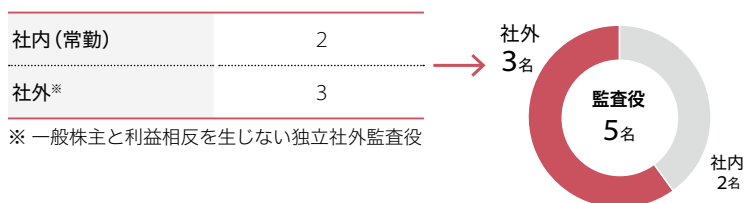
住友化学は監査役制度を採用しており、監査役5名により監査役会が構成されています。各監査役と監査役会は、取締役の職務執行を法令と定款に従い監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っています。監査役会は、原則毎月1回開催され、コンプライアンスに関わる重要な情報を含めタイムリーな情報把握に努めています。

常勤監査役および社外監査役は、取締役会と監査役会に出席し、内部統制・監査部、業務執行部門および会計監査人から適宜報告および説明を受けて監査を実施しています。上記に加え、常勤監査役は内部統制委員会をはじめとする社内の重要会議に出席しています。

監査結果および社外監査役からの客観的意見については、内部監査、監査役監査および会計監査に適切に反映し、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

また、監査役室を設置し、監査役の指揮を受けその職務を補佐する専任の従業員を配置しています。

■ 監査役5名の内訳



経営上の意思決定・執行および監査に関する経営管理組織

③ 執行役員

住友化学は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。その任期については1年としています。

■ 執行役員36名の内訳

	男性	女性	合計
日本人	32	1	33
外国人	3	0	3
合計	35	1	36

④ 経営会議

経営会議は、取締役会に上程される議案や報告事項を含め、経営戦略や設備投資などの重要事項を審議する機関であり、経営の意思決定を支えています。構成メンバーは、重要な経営機能を統括もしくは担当する執行役員、常勤監査役および取締役会議長とし、原則として年24回開催されています。



コーポレート・ガバナンス

5 各種委員会

住友化学は、当社ならびに当社グループの経営に関わる重要事項について、広範囲かつ多様な見地から審議する社内会議（委員会）を設置しています。そして、同会議の内容を取締役会へ適宜報告し、取締役会より必要な指示を受けることで、業務執行や監督機能などの充実を図っています。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、レスポンシブル・ケア委員会などには、常勤監査役もオブザーバーとして出席しています。

当社は、サステナビリティの推進をグループ全体にとっての中核課題と位置づけています。2018年からは、サステナビリティの取り組みをさらに強化するため、CSR推進委員会を発展させ、新たにサステナビリティ推進委員会を設置しました。また、レスポンシブル・ケア委員会では気候変動問題をはじめとする環境問題への具体施策の検討を行っています。

名称	会議の趣旨	2018年度実績
内部統制委員会	適切な内部統制システムの構築・充実のための諸施策の審議	3回
サステナビリティ推進委員会	SDGsなど社会課題解決への取り組みの加速を目的とし、グループのサステナビリティ推進活動を総合的に把握し、サステナビリティへの貢献を俯瞰的に検証	2回
レスポンシブル・ケア委員会	気候変動問題をはじめとする環境問題への対応に関する年度方針や中期計画、具体的施策の策定、実績に関する分析および評価などを審議	1回
リスク・クライシスマネジメント委員会	地震災害、異常気象による風水害、パンデミック、治安悪化など、個別のリスク・クライシスの対処方針などを審議	1回*
コンプライアンス委員会	グループコンプライアンス方針および活動計画の審議、ならびに内部通報などへの対応および活動実績など、コンプライアンス体制の運営状況に関する審議	1回

※ 特定の重要テーマに関する分科会を含む



コーポレート・ガバナンス

役員指名および報酬

⑥ 役員指名委員会

経営陣幹部の選任、取締役および監査役の指名に関する取締役会の諮問機関として役員指名委員会を2015年10月に設置しました。同委員会は、社外役員と住友化学の代表取締役を構成員とし、毎年1回定期に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。社外役員が過半数を占める同委員会は、役員を選任に際して取締役会に助言することで、役員選任の透明性と公正性のより一層の確保と役員選任手続きの明確化を図ることを目的としています。

⑦ 役員報酬委員会

経営陣幹部および取締役の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として、役員報酬委員会を2015年10月に設置しました。同委員会は、社外役員と住友化学の代表取締役を構成員とし、毎年1回定期に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。社外役員が過半数を占める同委員会は、役員報酬制度や水準などの決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めることを目的としています。

■ 役員報酬の内容 (2018年度)

役員区分	総額	種類別の総額		人数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	728百万円	553百万円	175百万円	10名
監査役(社外監査役を除く)	78百万円	78百万円	—	2名
社外役員	108百万円	93百万円	14百万円	9名

■ 両委員会の構成と2018年度の出席状況(出席回数/開催回数)

		役員指名委員会	役員報酬委員会	2019年度 役員指名委員会 役員報酬委員会	
代表取締役会長	石飛 修(委員長)	5/5(100%)	2/2(100%)	代表取締役会長	十倉 雅和(委員長)
代表取締役社長	十倉 雅和	5/5(100%)	2/2(100%)	代表取締役社長	岩田 圭一
社外取締役	池田 弘一	5/5(100%)	2/2(100%)	社外取締役	池田 弘一
社外取締役	友野 宏	5/5(100%)	2/2(100%)	社外取締役	友野 宏
社外取締役	伊藤 元重	5/5(100%)	2/2(100%)	社外取締役	伊藤 元重
社外取締役	村木 厚子	5/5(100%)	2/2(100%)	社外取締役	村木 厚子

■ 両委員会の主な活動内容(2018年度)

役員指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・次期社長候補者に関する審議 ・2019年度の役員体制に関する審議 ・相談役制度に関する審議
役員報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬決定方針改訂に関する審議 ・基本報酬の変動方法に関する審議 ・2018年度基本報酬に関する審議 ・IFRS導入に伴う役員賞与算定方法に関する審議 ・2018年度役員賞与支給に関する審議

コーポレート・ガバナンス

■ 経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続き

1. 役員報酬の基本方針

- (1) 経営陣幹部および取締役(以下「取締役等」という。)の報酬は、「基本報酬」および「賞与」の2つから構成されるものとします。
- (2) 「基本報酬」は、取締役等の行動が短期的・部分最適なものに陥らぬようにするとともに、会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう設計します。
- (3) 「賞与」は、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を強く反映させるものとします。
- (4) 報酬水準については、当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、優秀な人材の確保・維持等の観点からの競争力ある水準とします。また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。

2. 各報酬要素の仕組み

(1) 基本報酬

基本報酬は、上記1(4)の方針に基づいて、その水準を決定します。

基本報酬は各年単位では固定報酬とする一方、「会社の規模」、「収益力」および「外部からの評価」等の観点から総合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる仕組みを採用します。

ポジションの変動を判断する主な指標は、①「会社の規模」の面では、売上収益、資産合計、時価総額、②「収益力」の面では、当期利益(親会社帰属)、ROE、ROI、D/Eレシオ、③「外部からの評価」の面では、信用格付やGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)が選定したESG指数を適用することとします。

なお、各人の支給額は、役位別基準額に基づいて決定します。

(2) 賞与

賞与は、当該事業年度の業績が一定以上となった場合に支給することとし、賞与算出フォーミュラ(業績指標×係数)に基づいて決定します。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、財務活動も含めた当該年度の経常的な収益力を賞与額に反映させるため、連結のコア営業利益と金融損益の合算値を適用します。また、算出フォーミュラの係数は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します。

(3) 固定報酬(基本報酬)と業績連動報酬(賞与)の割合

中期経営計画(2019-2021年度)最終年度の連結業績目標(コア営業利益)を達成した場合、取締役(社外取締役除く)の報酬に占める賞与構成比が概ね30%となるように賞与算出フォーミュラを設計します。

■ 取締役報酬の概念図



以下の判断要素に基づいて、総合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬額を変動させる(中長期インセンティブ)

判断要素	主な指標
規模	売上収益
	資産合計
	時価総額
収益力	当期利益(親会社帰属)
	ROE
	ROI
	D/Eレシオ
外部評価	信用格付
	GPIFが選定したESG指数

※各人の支給額は役位別に決定

賞与額は以下の連結業績指標に基づく算出フォーミュラで決定

連結業績指標	コア営業利益+金融損益
算定式	連結業績指標 × 係数 ^{※1}

※1 係数は上位の役位ほど大きくなるよう設定

※2 連結業績指標が一定以下の場合、賞与は不支給



コーポレート・ガバナンス

3. 役員報酬決定の手順

取締役の報酬は、2006年6月23日開催の第125期定時株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限額（年額10億円以内）の範囲内において決定します。

取締役会は、役員報酬委員会からの助言を踏まえ、役員報酬の決定方法を審議、決定します。また、各取締役等の報酬額は、取締役会の授権を受けた取締役会長が、役員報酬委員会に諮問した基準に基づき決定します。

内部統制

内部統制システムの整備状況

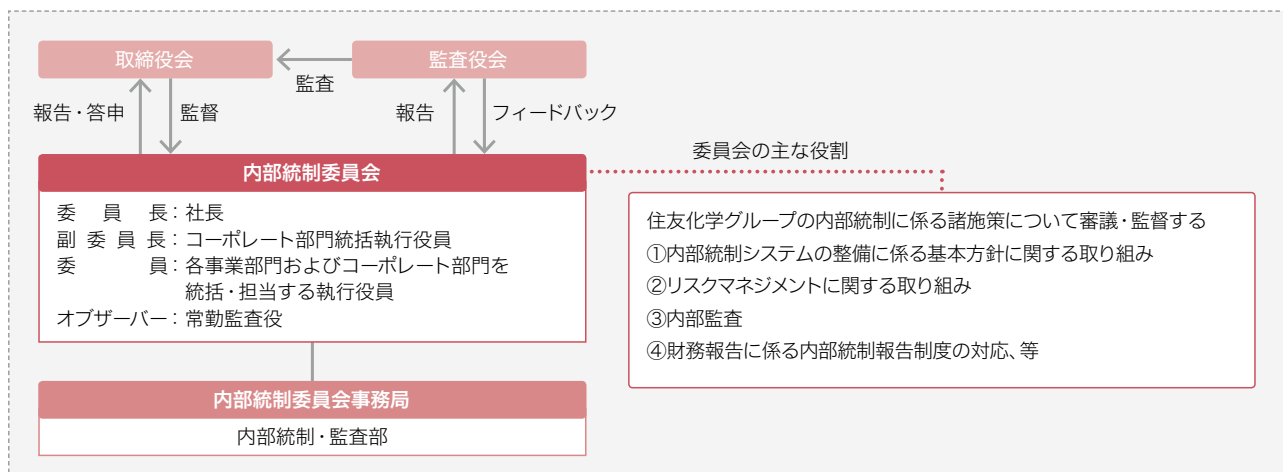
住友化学では、会社法に定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会決議にて「内部統制システムの整備に係る基本方針」を制定しています。

当社は、この基本方針の基本的な考え方にあるように、内部統制システムの整備は組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識しています。そして、当社グループにおける内部統制システムの不断の充実を図るため、社長を委員長とし、各事業部門およびコーポレート部門を統括・担当する執行役員を委員として構成している内部統制委員会（年3回定期開催および必要の都度開催）を設置しています。

当社は、この内部統制委員会を中核として、前述の基本方針に基づく諸施策を審議するとともに、その実施状況をモニタリングすることでPDCAサイクルを回し、当社グループにおける内部統制システムが有効に機能するよう、常に事業や環境の変化に応じた点検・強化を行っています。

なお、同委員会にはオブザーバーとして常勤監査役が出席しており、その運営は当社の業務執行部門から独立した内部統制・監査部が行っています。また、同委員会の実施内容については、開催の都度、監査役会に報告した上、取締役会にて報告・審議しています。

内部統制委員会の体制図



内部統制システムの整備に係る基本方針

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/governance/>



適時開示の社内制度

コーポレートコミュニケーション部が主管部署となり、関連部署と連携してタイムリーかつ継続的な情報開示を行っています。金融商品取引法および証券取引所が定める開示規則などに要請される開示事項以外であっても、投資家の投資判断に影響を与えらると思われる情報は積極的に開示するようにしています。

また、社会や資本市場との一層の信頼関係構築に向けた取り組みとして、証券取引所のルールに従い、コーポレート・ガバナンスについての会社の考え方や体制の詳細を記述した報告書（コーポレート・ガバナンス報告書）、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員の確保の状況に関する報告書（独立役員届出書）などを作成しています。これらの情報は、日本取引所グループのホームページにおいてご覧いただけます。

コーポレート・ガバナンス報告書

https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/files/docs/governance_report.pdf

内部監査

住友化学では、内部統制のモニタリング活動の一つとして、監査役監査、会計監査人監査とは別に、当社内に専任の組織を設置して監査を実施しています。当社およびグループ会社の業務執行に係る事項全般については内部統制・監査部が内部監査を、化学製品のライフサイクル全般における安全・環境・品質に係る事項についてはレスポンシブルケア部の専任監査チームがレスポンシブル・ケア監査を、各々必要な連携を取りながら実施しています。

内部監査

内部統制・監査部は、①業務の有効性と効率性の維持、②財務報告の信頼性の確保、③事業活動に関わる法令等の遵守等の内部統制が整備・運用され、適切に機能しているかという観点から、当社および主要なグループ会社に対して、複数人でチームを編成し2～5年に1度の頻度で内部監査を実施しています。

また、当部は内部監査結果について、課題の共有と対策の横展開を図るため、法務部、人事部、各事業部門の業務室など当社の複数部署および常勤監査役が参加する内部監査連絡会（3カ月に1度開催）にて報告するとともに、半期ごとに内部統制委員会に報告しています。さらに、同部は金融商品取引法に基づく当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価についても対応し、その状況を同委員会に都度報告しています。

レスポンシブル・ケア監査

レスポンシブルケア部は、専任の監査員をチーム編成し、化学製品のライフサイクル全般における「安全・環境・健康」の確保、および「品質」の維持向上に係る内部統制が整備・運用され、適切に機能しているかという観点から、当社各事業所や主要なグループ会社に対して、原則として1～3年に1度の頻度で、レスポンシブル・ケア監査を実施しています。

また、同監査を通じ、各事業所、グループ会社の規模や業態、特性に応じたレスポンシブル・ケアマネジメントの改善を支援することに努めています。同監査で発見された課題と改善の進捗状況については、都度社内報告されるとともに、レスポンシブル・ケア委員会（年1回定期開催）に報告しています。

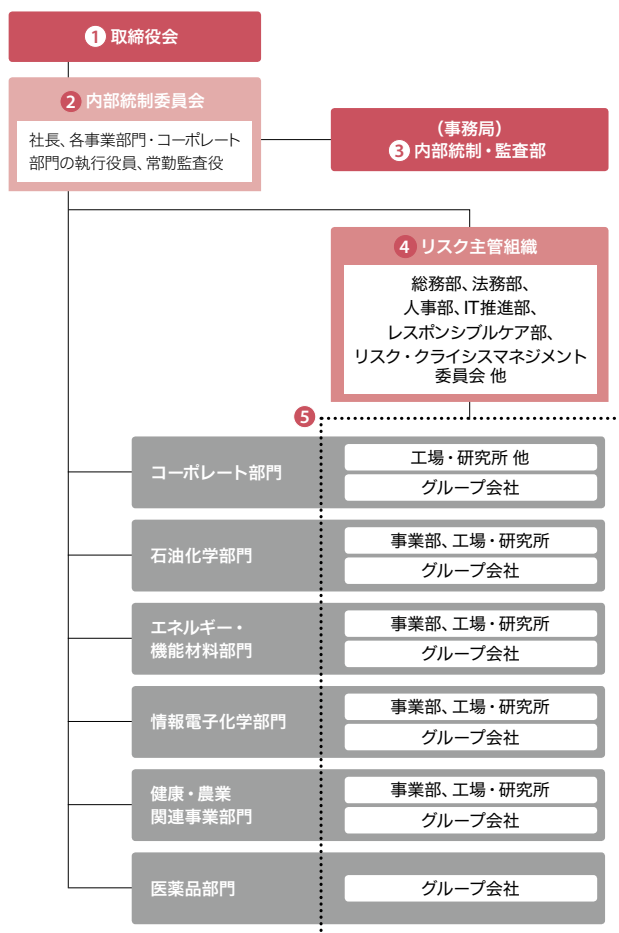
リスクマネジメント

住友化学では、事業目的の達成を阻害するおそれのあるリスクの早期発見とその顕在化の防止、および顕在化した際の損害を最小化することを目的に、リスクマネジメントに係る体制の整備・充実に努めています。

リスクマネジメントの体制

当社では、当社グループの各組織がその本来業務の一部として、自らの業務遂行上のリスクを適切に管理するためにさまざまな対策を講じています。また、それに加えて、各組織の取り組みを支援しその徹底を図るための基盤として、内部統制委員会にてグループ全体のリスクマネジメントに関する方針を審議しています。さらに、同委員会はこの方針に基づき各組織が進める取り組みの実施状況を監督しています。

■ リスクマネジメント推進の体制図



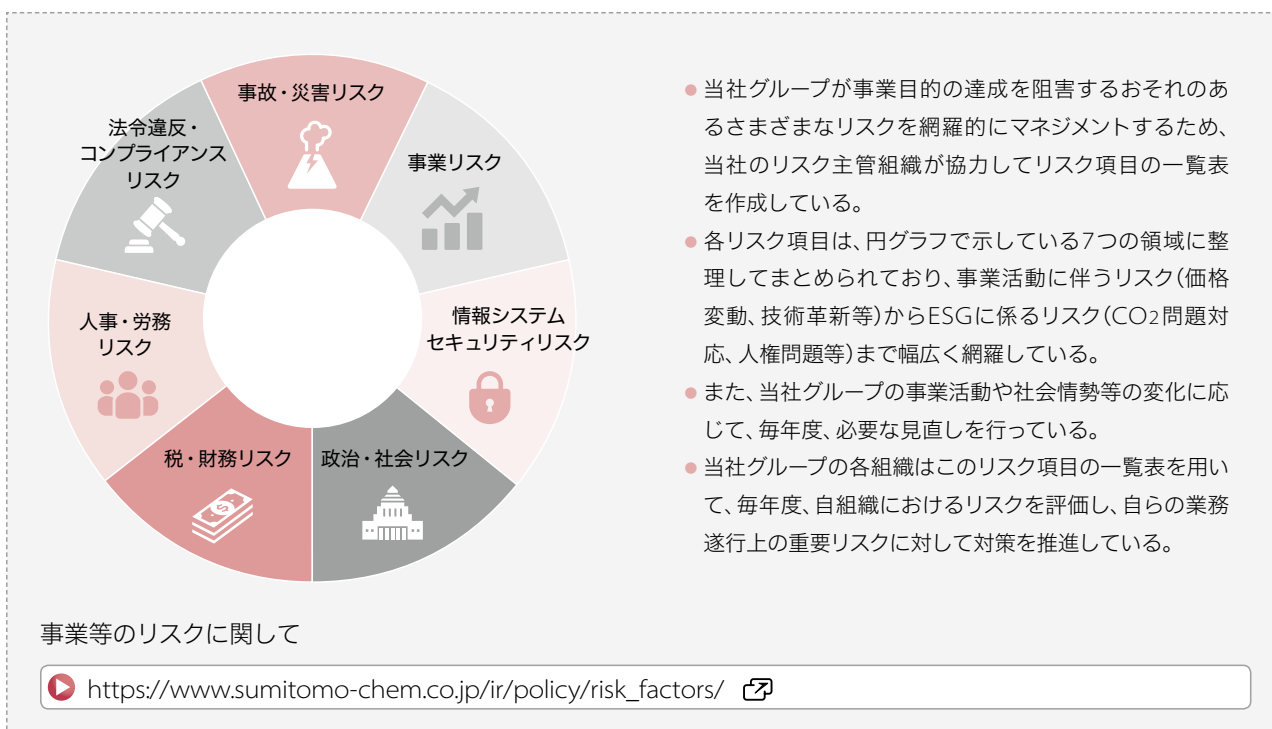
- 1 取締役会
 - ・内部統制委員会の活動を審議・監督することで、リスクマネジメントの有効性を確保する。
- 2 内部統制委員会（委員長：社長）
 - ・住友化学グループ全体に係るリスクマネジメントに関する方針等を審議し、この方針に基づく各組織の取り組みを監督する。
- 3 内部統制・監査部
 - ・内部統制委員会の事務局として、住友化学グループの各部署・グループ会社におけるリスクマネジメント活動をモニタリングする。
- 4 リスク主管組織
 - ・主管するリスクについて、各部署・グループ会社と連携を取りながら、住友化学グループ全体の対応策を立案・推進する。
- 5 各部署・グループ会社
 - ・リスクマネジメントの推進主体。
 - ・自部署・自社のリスクについて、対応策を立案・実施する。

リスクマネジメント

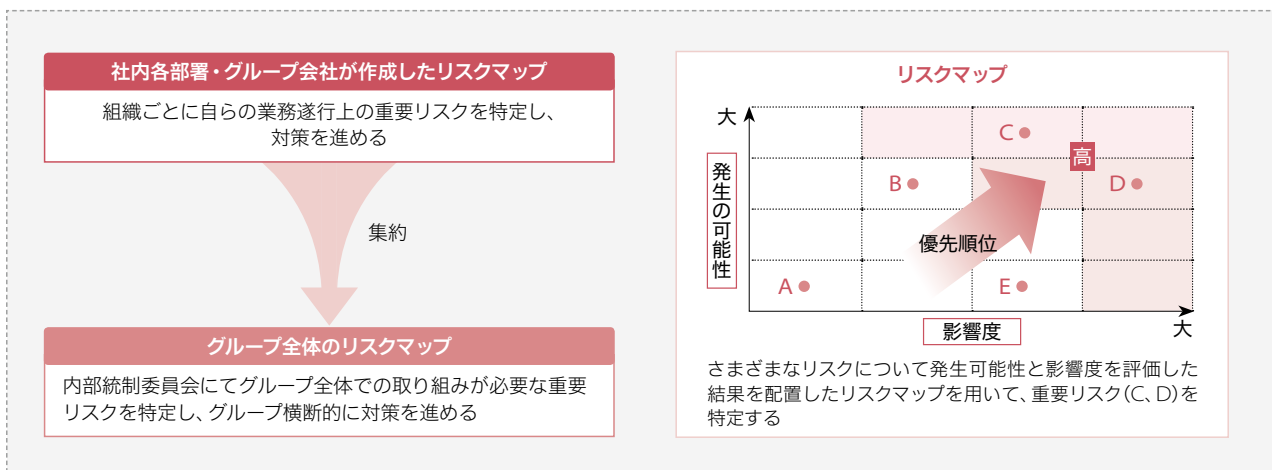
グループ横断的なリスク評価と対策の推進

当社では毎年度、当社および国内外のグループ会社のうち主要な約120の組織が事業目的の達成を阻害するおそれのあるさまざまなリスクについて発生可能性と影響度を評価し、その結果を集約してグループ全体のリスクマップを作成しています。そして、このリスクマップに基づき、内部統制委員会にてグループ全体での取り組みが必要な重要リスクを特定します。その上で、重要リスクごとに定めた当社のリスク主管組織がグループ全体の対応計画を策定し、これに従ってグループの各組織が対策を進めます。さらに同委員会は、定期的に対策の進捗状況の報告を受け必要な指示を行っています。

■ リスクマネジメントの対象リスク



■ リスクの評価と対策の推進

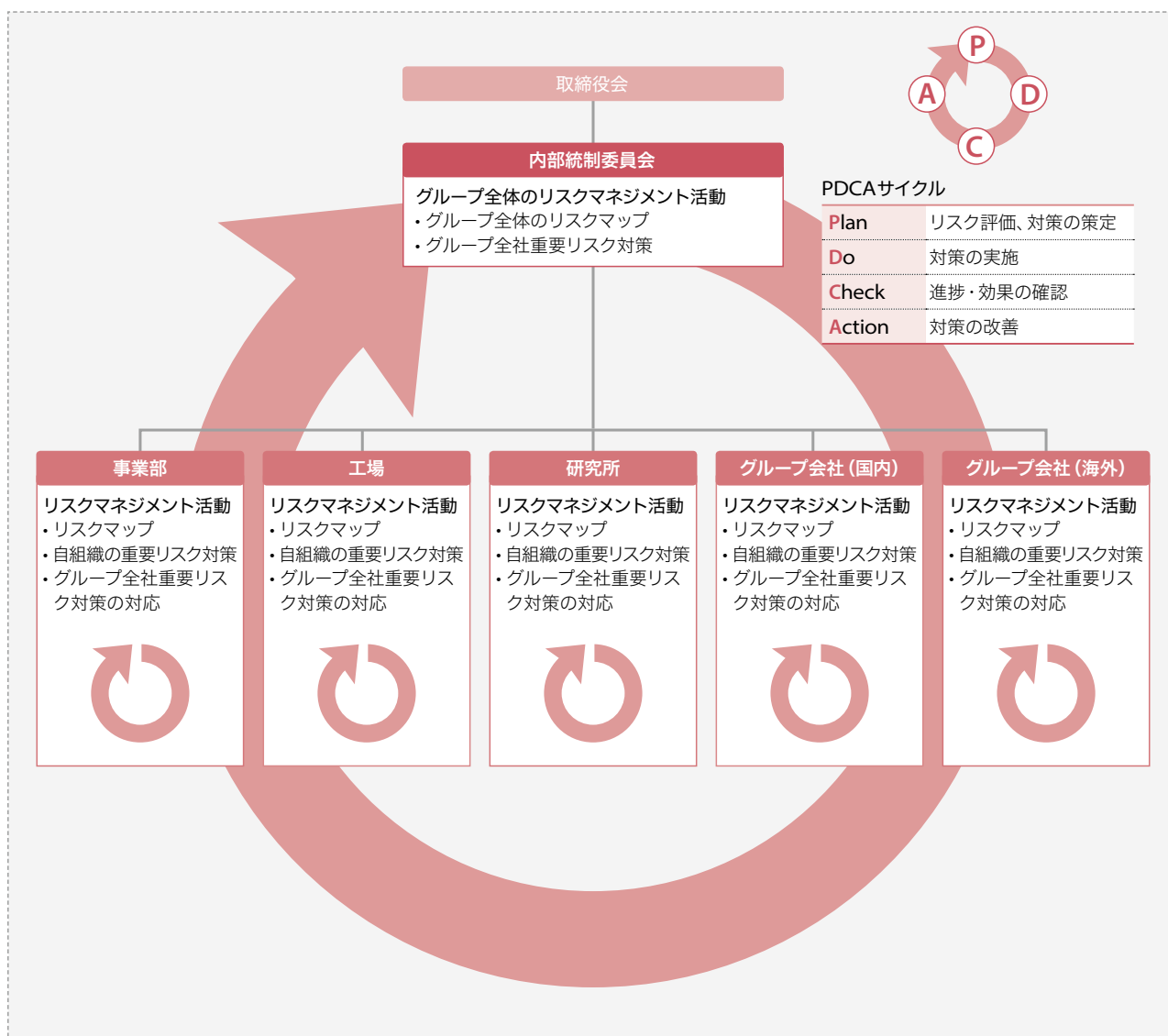


リスクマネジメント

リスクマネジメントの有効性の点検・強化

当社は、このように毎年度、内部統制委員会を中核としてリスクマネジメントに関するPDCAサイクルを回しています。そうすることで、当社グループにおけるリスクマネジメントが有効に機能するよう、常に事業や環境の変化に応じた点検・強化を行っています。なお、同委員会の実施内容については、開催の都度、監査役会に報告した上、取締役会にて報告・審議しています。

■ リスクマネジメント活動のPDCAサイクル



組織横断的なリスクとクライシスへの対応

大規模災害(地震・風水害など)、パンデミック、国内外の治安悪化(テロ・暴動・戦争など)、その他複数の事業所、部署、グループ会社にまたがる個別のリスクやクライシス対処方針などを審議するため、リスク・クライシスマネジメント委員会を設置しています。

コンプライアンス

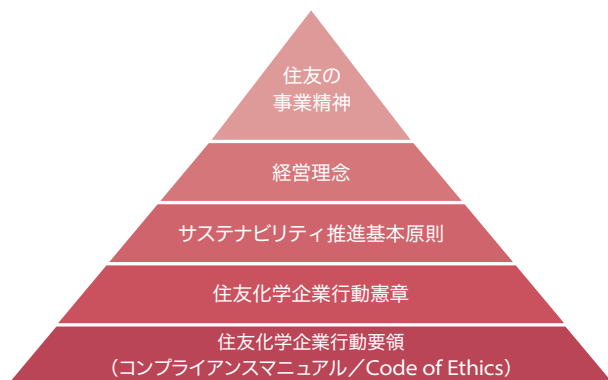
基本方針

住友化学グループでは、コンプライアンスを企業経営の根幹と位置づけ、事業活動を行っている世界各国において、諸法令だけでなく、企業倫理の遵守を徹底するための活動に注力しています。

コンプライアンス重視の精神は会社創業から今日に至るまで脈々と受け継がれ、その姿勢は従業員が守るべき行動規準として住友化学企業行動憲章に具体化され、また日々のコンプライアンス活動のバックボーンとなっています。特に昨今、企業が社会的責任を果たすことが従来以上に期待される中、グローバル化した当社グループの事業活動におけるコンプライアンスの徹底をさらに深化させるべく、住友化学グループはトップマネジメントによる強いリーダーシップのもとで、グループ一丸となってコンプライアンス活動をさらに推進しています。

住友の事業精神や経営理念を支える住友化学企業行動憲章および住友化学企業行動要領

住友化学では、住友の事業精神、経営理念およびサステナビリティ推進基本原則を支えるものとして、住友化学企業行動憲章(P8参照)を定めています。また、企業行動憲章をより具体化し、従業員に分かりやすく説明するために、住友化学企業行動要領(以下、コンプライアンスマニュアルという)を社則として制定し、従業員に配布しています。



住友化学企業行動憲章

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/principles/charter/> 

コンプライアンスマニュアル

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/compliance/rules/society/> 

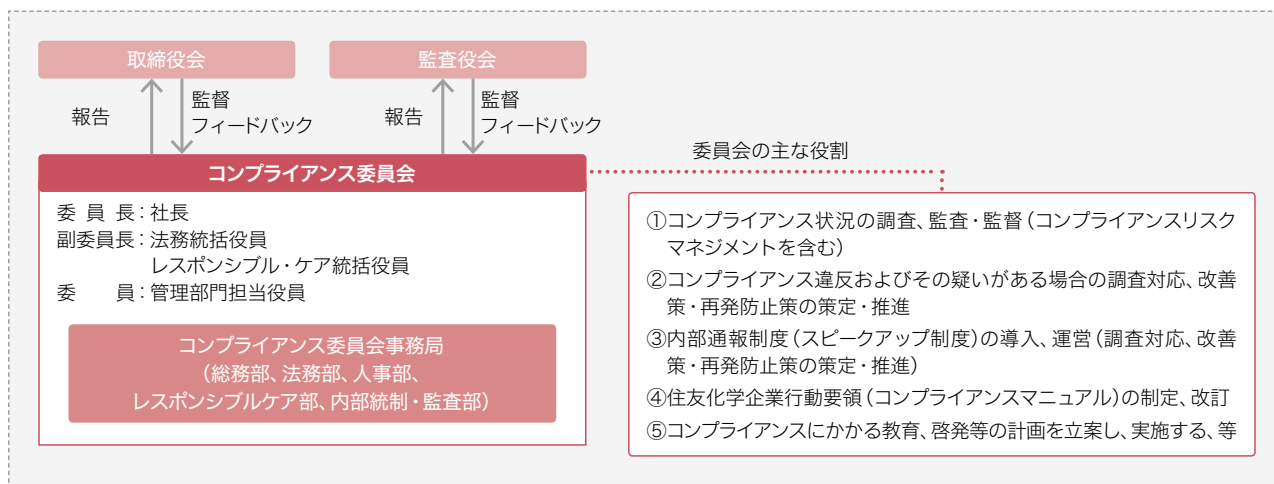
コンプライアンス

住友化学グループ コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス委員会

住友化学は、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、最低年1回(必要があれば随時に)開催しています。その委員会で議論された内容は、取締役会および監査役会に報告されフィードバックを受けています。

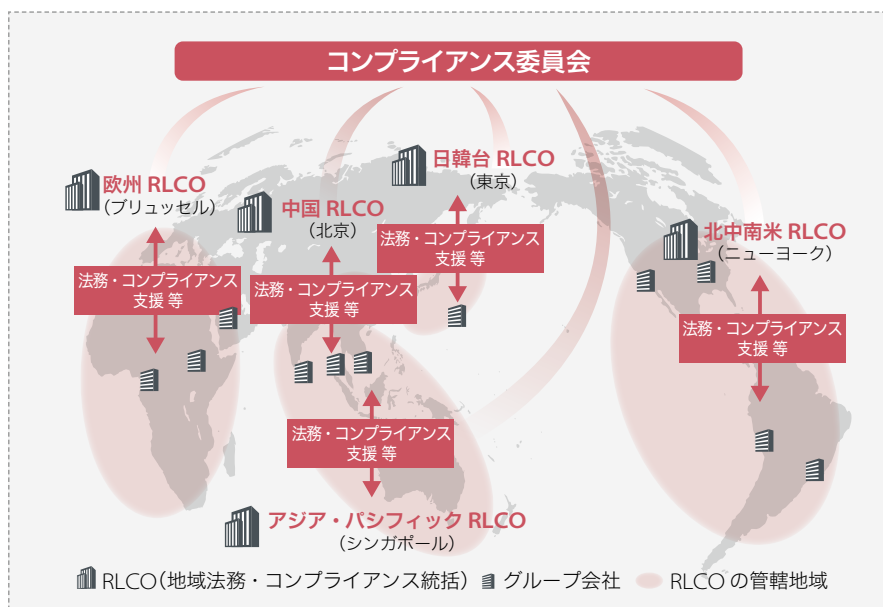
同委員会はグローバルな視点から、住友化学グループ全体でのコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、各事業部門および国内外のグループ各社に対して指導・支援しています。



(2) 実効性を重視したグループコンプライアンス体制 (“Think globally, Manage regionally, Act locally”)

事業のグローバル化が深化するにつれ、各国、各社の状況に即したコンプライアンス体制のきめ細かい運営が一層重要となることから、主要な事業地域に地域法務コンプライアンス統括機能(Regional Legal and Compliance Office (RLCO))を設置し、各社個別の具体的な課題やニーズを把握し、必要とする施策の立案・実施、コンプライアンス体制の構築および運営等について協働するとともに、支援・指導しています。

■ 住友化学グループコンプライアンス体制



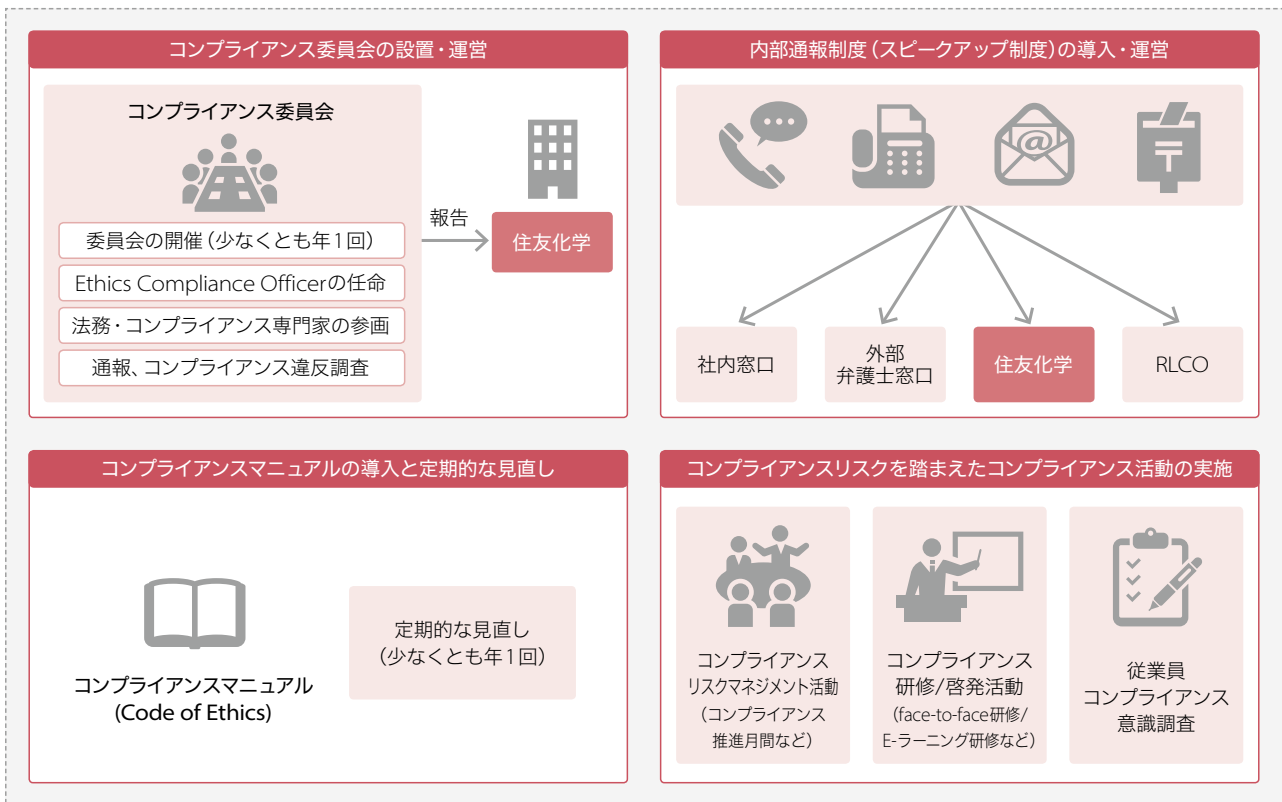
コンプライアンス

(3) 当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の導入およびその運営

住友化学グループ全体でコンプライアンスを徹底するためには、住友化学およびグループ各社がそれぞれコンプライアンス体制を確立し、運営することが重要です。そのような観点から、基準となるコンプライアンス体制および活動を示した住友化学グループコンプライアンス標準を制定しています。住友化学およびグループ各社は、これに従い、主に以下の取り組みを行っています。

- ① コンプライアンス委員会の設置・運営（通報対応、コンプライアンス違反調査対応を含む）
- ② コンプライアンスマニュアルの導入と定期的な見直し
- ③ 内部通報制度（スピークアップ制度）の導入・運営
- ④ コンプライアンスリスクを踏まえたコンプライアンス活動（啓発、研修）の実施など

■ コンプライアンス体制運営のイメージ



コンプライアンス

内部通報制度 (スピークアップ制度)

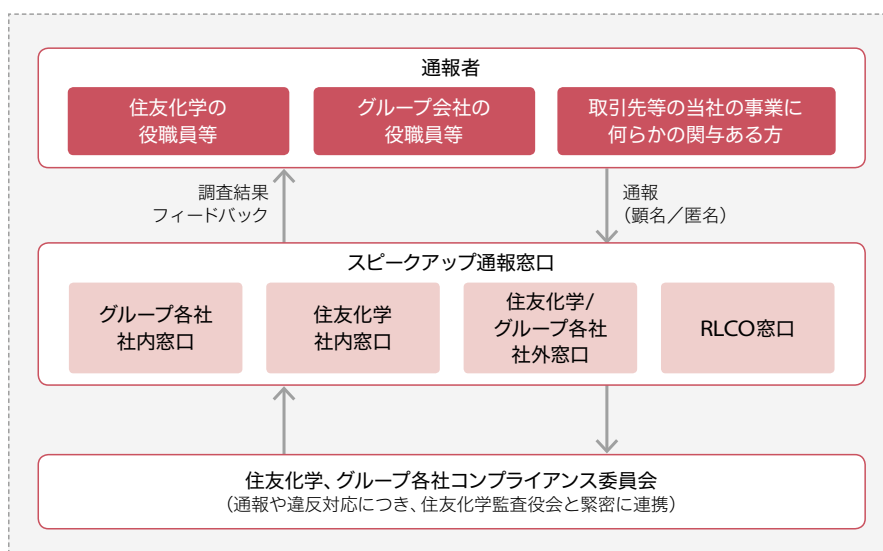
(1) 通報制度はコンプライアンス徹底の鍵

住友化学グループでは、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、コンプライアンス違反またはそのおそれを知った場合に、直接コンプライアンス委員会または社外の弁護士等に通報できる、いわゆる内部通報制度 (当社ではスピークアップ制度という) を導入しています。当社の役職員 (契約社員などを含む) とその家族、グループ会社の役職員、当社の事業に何らかの関与のある方々 (取引先など) がこのスピークアップ制度を利用できます。

さらに、より確実に情報提供してもらえるよう、①グループ各社のコンプライアンス委員会、②RLCO、③住友化学本体のコンプライアンス委員会および④同委員会が指定した社外弁護士等、それぞれにおいて、通報を受け付けるスピークアップ通報窓口を設け、通報者が最も適切と考える通報先を選ぶことができるよう体制を整備しています。また、匿名での通報であっても、通報を受領し、対応しています。

(注) 欧州連合地域内における事態に関する通報については、同地域あるいは域内各国の個別の諸法令を遵守して対応している

■ 内部通報制度 (スピークアップ制度) に基づく通報の流れ



(2) 社外監査役を含めた監査役会による指導・監督

住友化学およびグループ会社のコンプライアンス委員会に寄せられたスピークアップ通報およびコンプライアンス違反案件については、ガバナンスの観点からも重要なものであることから、監査役会に定期的に、また重要なものについてはその都度、こうした通報を報告し、指導・監督を受けています。

(3) 内部通報制度 (スピークアップ制度) の利用を促進するために

住友化学グループでは、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、また誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、社内ルール (社則) として定められています。さらに、スピークアップ制度が真に有効に機能するよう、社員に対し、このような秘密保持や不利益禁止について研修、社内報などを通じて周知を図るとともに、制度の利用状況について情報共有するなどして、利用を検討する従業員に、通報しても不利益がないことを理解してもらえる工夫をしています。

コンプライアンス

(4) 最近の通報制度運用実績

通報制度の利用促進の取り組みの結果、2018年度、住友化学およびグループ各社（当社持株比率50%超の上場会社を含む）のコンプライアンス委員会に寄せられた通報は、全体として149件となり、前年度に比べ51件の増加となりました。いずれの通報についても、迅速かつ慎重な調査が実施され、違反や、違反の温床になりかねないような事態が発見された場合には、必要な是正措置などが確実に実施されています。またかかる是正措置については、必要に応じてグループ全体で共有し、各社で同種の問題が発生することのないよう徹底しています。

■ 通報件数（住友化学グループ※）

	2017年度	2018年度
件数	98	149

※当社持株比率50%超の上場会社を含む

コンプライアンス違反時の対応

住友化学では、各部にてコンプライアンス違反またはそのおそれのある事案が発見された場合には、直ちに関係部署ならびにコンプライアンス委員会へ報告することとしています。報告後、直ちに調査対応がなされるほか、コンプライアンス違反が発見された場合には、是正措置および再発防止策が策定され、当該部署だけでなく住友化学グループ全体にも横展開され、再発防止を徹底しています。また、内部統制・監査部およびレスポンシブルケア部は、コンプライアンスの視点からの監査も行っています。この監査により、コンプライアンス違反が発見された場合には、その都度直ちに是正を行うこととなっています。2018年度については、住友化学グループの事業継続に関わる重大なコンプライアンス違反の発生はありませんでした。

住友化学グループにおける主なコンプライアンス活動実績

(1) コンプライアンス委員会の開催状況

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンス委員会を設置し、定期的（少なくとも年1回）、または随時に開催することとしています。住友化学では、2019年4月19日にコンプライアンス委員会を開催し、その結果について、取締役会および監査役会に報告し、フィードバックを受けています。

(2) コンプライアンスマニュアルの見直しおよび改訂

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンスマニュアルの見直しを定期的（少なくとも年1回）実施することとしています。検討の結果、見直しの必要があれば直ちに改訂を行っています。住友化学では、コンプライアンスマニュアルの見直しを関係部署にて行いました。その結果を踏まえて、2019年度上期中に改訂を行う予定です。

コンプライアンスマニュアル

 <https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/compliance/rules/society/> 



コンプライアンス

(3)コンプライアンス推進活動

①コンプライアンスリスクマネジメント活動(コンプライアンス推進月間など)

住友化学および一部のグループ会社では、毎年10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、製造、営業、間接の各部門の全ての職場の全員が参加・議論をして、各職場で発生しうるコンプライアンスリスクの洗い出し、リスクに対する具体的な発生予防策の検討・立案、さらに既に発生予防策が策定されている場合には、その再点検を実施しています。この活動を継続的に実施することで、各職場における具体的なコンプライアンスリスクの低減とともに、従業員一人ひとりの意識向上に役立てていきます。

2016年度の推進月間では、いわゆる「偽装」を、また2017年度は「癒着」「ハラスメント」を、また2018年度は、「秘密情報の漏えい」「会社資産の管理」をそれぞれ検討必須項目とし、全ての部署で重要リスクを洗い出し、またその発生予防策の立案を行いました。また各部から提出された報告書について、外部弁護士を加えた評価チームにて客観的な評価を行い、評価結果の良い部署およびその取り組みを社内で共有し、さらなるレベルの向上を図っています。

②コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底のためには、個人のコンプライアンス意識を高める必要があることから、継続的な教育の実施を重視しており、住友化学およびグループ各社の経営幹部対象の研修、昇進時の階層別研修を実施しています。また、個別、各論をテーマにしたface-to-faceの研修やE-ラーニング研修も実施しています。

2018年度については、住友化学全従業員(約7,000人)を対象にしたコンプライアンスE-ラーニング研修を実施し、全ての従業員が受講しました。また、一部の国内グループ会社においても同様のE-ラーニング研修を実施し、それぞれ全ての従業員が受講しています。

■ 住友化学および各社における実施状況

	実施状況
住友化学	コンプライアンスE-ラーニング研修(ハラスメント、腐敗防止、データ偽装/改ざん防止、通報制度の周知を含む) : 受講率100%(全ての事業所、部門にて実施) (その他、昇進時研修、品質・安全・物流・情報セキュリティ等に関する個別研修を対象者に対して実施済)
グループ会社	コンプライアンスに関する研修を実施した会社の割合 国内グループ会社 : 97.4% 海外グループ会社 : 89.6%

③ 従業員コンプライアンス意識調査

以上のコンプライアンス活動および研修等の効果を測るため、従業員コンプライアンス意識調査を定期的を実施することとしており、2017年度は約40社超の国内外グループ会社で実施しました。2018年度も約20社の国内外グループ会社で実施しました。この調査では、従業員個人のコンプライアンス意識などの質問をKPIに指定し、毎回の調査においてそのKPIなどの結果の推移を確認することで、さらなる向上に向けた課題発見および対策立案につなげています。

コンプライアンス

(4) 人権尊重、腐敗防止、競争法遵守に向けた取り組み

住友化学グループでは、特に近年、人権尊重に関する取り組み(P112参照)、贈収賄や業者との癒着等の腐敗防止施策を通じたサプライチェーン全体の健全性維持に関する取り組み(P55参照)、競争法遵守の徹底に関する取り組みを強化しています。

競争法に関しては、2017年度に「独禁法遵守マニュアル」を全面改訂のうえ導入しており、国内外のグループ会社において同マニュアルの導入を進めています。さらに、この独禁法遵守マニュアルを利用した研修も積極的に実施しています。

■ 競争法に関する研修状況

	実施状況
住友化学	対象となる事業所、事業部門にて実施済(計12回実施)
グループ会社	国内グループ会社(実施済み): 79.5% 海外グループ会社(実施済み): 70.8%

(5) コンプライアンス監査

当社各部門およびグループ各社におけるコンプライアンス体制の運営や活動などが適切に実施されていることを監査することも重要であることから、内部統制・監査部やレスポンシブルケア部によりコンプライアンス監査が実施されています(レスポンシブルケア部による監査の詳細については、P61参照)。コンプライアンス監査で発見された事項については、適切に是正措置を行っています。

住友化学グループ コンプライアンス活動方針 (2019年度)

住友化学グループ全体での「コンプライアンスの徹底」を基本方針の一つとする中期経営計画のもと、

- SDGs、ESG、サステナビリティ推進、ダイバーシティ、人権の尊重などの新しい潮流
- グローバル展開に伴うコンプライアンス違反のインパクト(制裁/信用失墜等)の増大
- 日常的なリスクコントロールとクライシスマネジメントの重要性増大

等に確実に対応すべく、当社グループコンプライアンス体制の運用を強化・拡充し、その実効性をさらに高めていく。

■ 2019年度 住友化学グループ コンプライアンス活動目標

項目	中長期的な目標	2019年度の目標	2018年度の実績(参考)
内部通報 (スピークアップ通報)	通報1件あたり、 従業員100名以下	通報1件あたり、 従業員数について前年度比10%向上 (419人/通)	466人/通
コンプライアンス研修	全てのグループ会社において、毎年継続的にコンプライアンス研修を実施	全てのグループ会社において、コンプライアンス研修を実施	住友化学: 100% 国内グループ会社: 97.4% 海外グループ会社: 89.6%



今後に向けて

住友化学コンプライアンス委員会、RLCOおよびグループ各社は、住友化学グループ コンプライアンス基本方針の実施を通じて、グローバル企業としてコーポレートシチズンシップの責任を果たしていきます。



腐敗防止

基本方針

企業活動のグローバル化の進展に伴い、国際取引における公正な競争の確保がますます重要になっています。このことから、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄防止法の強化に見られるとおり、贈収賄などの腐敗行為を防止すべきとの認識が国際的に高まり、法規制の厳格化が進んでいます。かかる状況のもと、住友化学は公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止をコンプライアンス徹底における最重要課題の一つとして位置づけています。そして、腐敗リスクに適切に対応できる社内体制を充実させることにより、その発生を未然に防止するなど、健全な経営環境を確保することに注力しています。

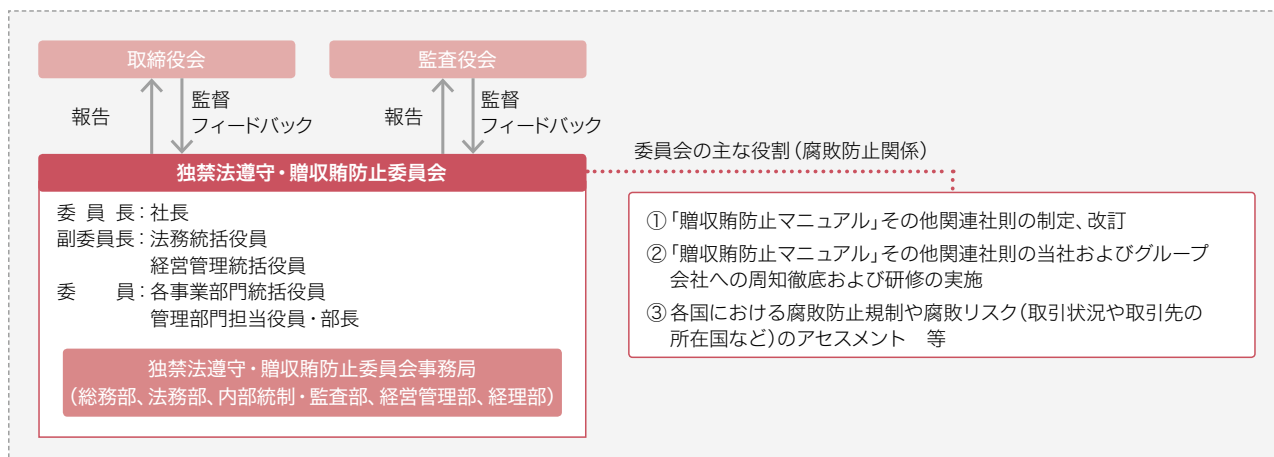
独禁法遵守・贈収賄防止委員会

腐敗防止の徹底のため、当社では2012年に取締役会・監査役会の指導・監督のもと、国内外のグループ会社の腐敗防止体制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会（委員長：社長）を従来の独禁法遵守委員会を改組し、設置しました。

同委員会は、社長自らのメッセージで、役職員による公務員への贈賄および役職員による収賄行為（過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任）など、あらゆる形態の腐敗行為禁止についての方針およびコミットメントを示しています。さらに、腐敗防止に関する詳細なルールを記載した「贈収賄防止マニュアル」を制定し、国内外のグループ各社への展開、社内イントラネットへの掲示、定期的な研修などを実施することで、当社およびグループ会社の役職員に遵守を徹底しています。

また、各国における腐敗防止規制や腐敗リスク（取引状況や取引先の所在国など）のアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、腐敗防止確保に関する方針や強化策を決定し、当社を含むグループ各社に展開し、運用しています。

■ 独禁法遵守・贈収賄防止委員会



**■ 贈収賄防止マニュアル(要旨)****第1章 基本原則****1. 贈賄行為の禁止**

政府関係者のほか民間の取引先等も含めた第三者に対する贈賄行為の禁止を規定

2. 収賄行為の禁止

収賄行為の禁止を規定。また、賄賂はもちろんのこと、第三者に対する贈答、接待等の要求の禁止を規定

3. 過剰な贈答品、接待の授受の禁止

過剰なまたは当社の評判を損ねるおそれのある贈答、接待の禁止を規定

第2章 政府関係者への贈賄禁止

政府関係者に対するあらゆる形式での不当な利益の供与が贈賄となりうることを規定。さらに、政府関係者への接待・贈答が禁止される状況、政府関係者の工場等への招聘時の手続き、寄付・政治献金に関する手続き、現地法の確認・遵守を規定

第3章 ビジネスパートナー新規起用・継続起用に際しての遵守事項

当社の業務に関連して政府関係者と接触する可能性のあるエージェント、ディストリビューター、コンサルタント等(「ビジネスパートナー」)の新規・継続起用時のデュー・ディリジェンス実施、対価の相当性の確保、ビジネスパートナーとの契約締結等の手続き等を規定

第4章 適正な記録の作成・保持

接待、贈答、ビジネスパートナーへの支払い等に関する適切かつ正確な記録の作成・保持義務を規定

第5章 遵守状況のモニタリング

社内各部署での遵守徹底、内部統制・監査部による監査、独禁法遵守・贈収賄防止委員会による取組等を規定。加えて、当社の役職員による違反行為(そのおそれを含む)認知時の報告義務を規定

第6章 違反時の措置

本マニュアルの違反が懲戒対象であることを規定



サプライチェーン全体での取り組み

当社グループは、腐敗防止を当社グループのサプライチェーン全体で達成するために、エージェント、コンサルタント、ディストリビューターなどのビジネスパートナーには、新規起用時や契約更新時、ビジネスミーティングなどの際に、定期的に腐敗防止に関する当社の方針について研修を実施するなど周知徹底しています。そして、これを遵守することについて宣誓を受けています。また、起用や更新の度に、デュー・ディリジェンス手続きとして、ビジネスパートナーに会社概要や過去の腐敗問題の有無などについて書面での回答を求め、その回答をもとに腐敗リスクのアセスメントを実施しています。さらに、公共入札取引や開発途上国など腐敗リスクが高い案件におけるビジネスパートナーの起用時には、上記に加え、外部専門家によるビジネスパートナーへの実地インタビューなどを含む、より精緻なリスクアセスメントを行っていません。アセスメントの結果、腐敗リスクがあると判断された場合は、ビジネスパートナーへ腐敗防止に関する啓発活動を行うとともに、ビジネスパートナーにおける腐敗防止体制の強化などの是正策の実施を要請し、当社グループもこれを支援します。(是正策の実施が拒否された場合、またはアセスメントの過程で腐敗行為が強く懸念される場合は、そのビジネスパートナーを起用しません。)

その他の施策

以上の施策の他にも、接待や贈答の授受に関する社内規則の運用、各種の決裁手続きや支払手続きの厳正な運用などを通じて腐敗行為の防止に取り組んでいます。

また、腐敗行為またはそのおそれといった事態を早期に把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期に是正するため、ビジネスパートナーや取引先など、当社の事業に何らかの関与がある全ての方々が利用可能な内部通報制度(スピークアップ制度。匿名通報可能)を設置し運用しています。さらに、グループ役職員およびビジネスパートナーや取引先などにこの制度の活用について周知しています。

腐敗行為が確認された役職員については、社内規則に照らした上で懲戒の対象となり、ビジネスパートナーや取引先については、その是正を求めるとともに、取引中止などの措置を取ります。

今後に向けて

住友化学グループは、贈収賄をはじめとするあらゆる腐敗を防止するために、今後もサプライチェーン全体でさまざまな取り組みを積極的に進めていきます。

レスポンシブル・ケア

基本的な考え方

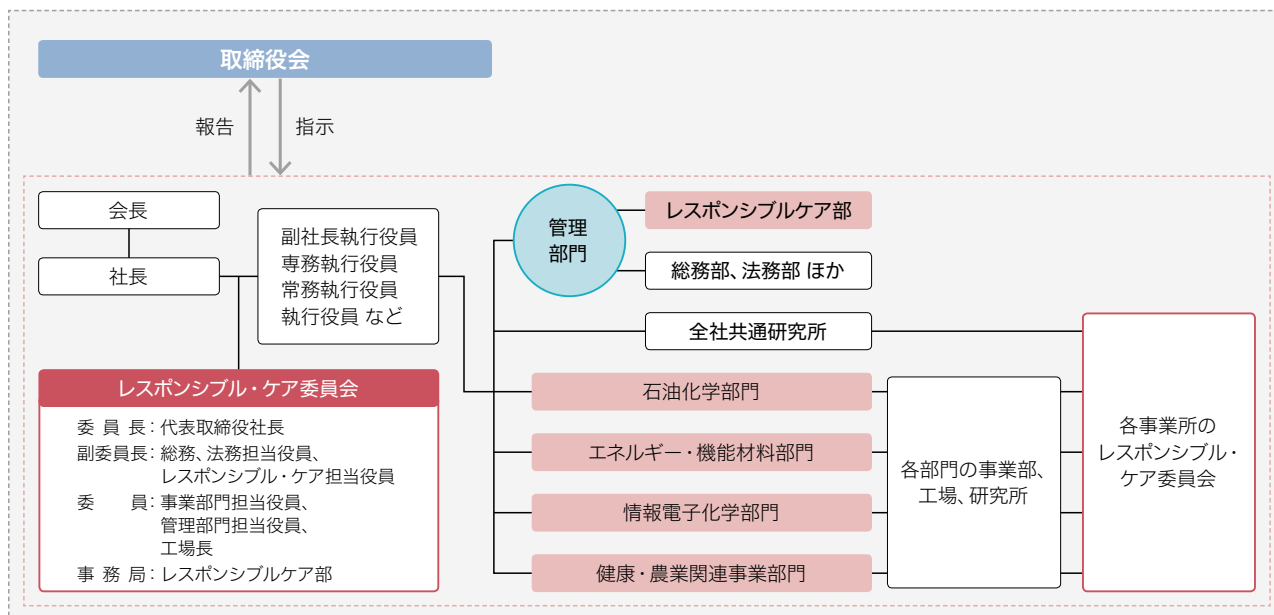
レスポンシブル・ケア(RC)とは、化学製品の開発から製造・物流・使用・最終消費を経て廃棄に至るライフサイクルにおいて、「安全・環境・健康」を確保すること、製造する化学製品の品質の維持・向上を図ること、そしてこれらの活動について、対話を進めることで社会からの信頼を深めていくことを目指す、化学産業の事業者による自主的な取り組みです。

住友化学グループは、レスポンシブル・ケア活動を経営の最も重要な柱の一つと位置づけ、「安全をすべてに優先させる」基本理念のもと、「労働安全衛生」、「保安防災」、「環境保全」、「気候変動対応」、「プロダクトステewardシップ・製品安全・品質保証」、「レスポンシブル・ケア監査」、「物流」の分野ごとに目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

マネジメント体制

住友化学のレスポンシブル・ケア活動の審議・承認機関である「レスポンシブル・ケア委員会」は、レスポンシブル・ケア委員長(代表取締役社長)のもとに、社内の4事業部門および管理部門の統括・担当役員、各工場の工場長により構成されており、年度方針や中期計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを行っています。そして、同会議の内容を取締役会へ適宜報告し、取締役会より必要な指示を受けることで、業務執行や監督機能などの充実を図っています。

■ レスポンシブル・ケア体制





レスポンシブル・ケア

方針・目標

安全、環境、品質に関する基本方針

住友化学は、事業活動のあらゆる段階において安全・環境・品質に関して最優先に取り組む事項を「安全、環境、品質に関する基本方針」として定め、当社の事業運営の基盤とするとともに、グループ会社にもこの方針を伝え、住友化学グループ全体に周知徹底を図っています。

当社は、住友の事業精神にのっとり、人類生存の基盤を支え、社会の発展に幅広く貢献する製品を開発、生産、供給することを使命とし、「安全をすべてに優先させる」ことを基本に、「無事故無災害」、「顧客重視」、「社会との共存共栄」を経営の基本理念として活動している。

この理念に基づいて、当社は研究開発、生産、物流、販売など事業活動のあらゆる段階において、安全、環境、品質に関し以下の事項を最優先事項として取り組む。

- (1) 無事故・無災害の操業を続け、従業員と地域社会の安全を確保する。
- (2) 原料、中間品、製品の安全性を確認し、従業員、物流関係者、顧客、一般消費者などの関係する人々への健康障害を防止する。
- (3) 顧客が満足しかつ安心して使用できる品質の製品とサービスを提供する。
- (4) 製品の開発から廃棄に至るまで製品の全生涯にわたり、環境負荷の評価と低減を行い、環境保護に努める。

全部門、全従業員はこの方針の重要性を認識し、法令および規格を遵守することはもとより、常に改善に努められたい。

改訂2005年11月1日(制定1994年4月)

レスポンシブル・ケア活動方針

住友化学は、レスポンシブル・ケア活動において重点的に取り組むべき事項を「レスポンシブル・ケア活動方針」として定め、全社各事業所ならびに各グループ会社で毎年度策定する具体的な活動目標や計画に反映させています。

当社は、「住友化学企業行動憲章」及び「安全、環境、品質に関する基本方針」に従って、住友化学グループ全体でレスポンシブル・ケア活動に積極的に取り組むことにより、社会の信頼を得て、事業活動を推進し、社会の持続可能な発展に貢献する。

- (1) 無事故、無災害の達成による安全・安定操業を確保する。
- (2) 開発、製造、物流、使用、廃棄の全ライフサイクルにわたりリスク管理を行い、従業員、物流関係者、顧客、一般消費者などの関係する人々と地域社会の安全を確保するとともに、環境の保全につとめる。
- (3) 安全で環境負荷の小さな製品及び製造プロセスの開発につとめる。
- (4) 省資源、省エネルギー及び廃棄物の削減を推進し、環境負荷の低減につとめる。
- (5) 安全、環境、品質に関する国内外の法令・規準を遵守することはもとより、自主的な取り組みにより一層の改善につとめる。
- (6) 安全、環境、品質に関わる必要な教育・訓練を実施する。
- (7) 社会の関心と期待に応え、説明責任を果たすため、レスポンシブル・ケア活動に係る情報の公表と対話を行う。
- (8) レスポンシブル・ケア監査及び第三者による検証を通じて、継続的改善を図る。
- (9) グループ会社、協力会社のレスポンシブル・ケア活動への支援を行うとともに、国内外の活動の強化に向けた取り組みに協力する。

改訂2013年7月15日(制定1995年1月)



レスポンシブル・ケア

レスポンシブル・ケア活動の推進

住友化学では、レスポンシブル・ケアに関する方針・目標などをグループ全体で共有し、レスポンシブル・ケア中期計画の基本方針である「事業活動の基盤である無事故・無災害による安定操業の確保」に取り組むとともに、製品のライフサイクル全般における「安全・環境・健康」の確保、そして製造する化学製品の品質の維持・向上に努めています。

	中期計画 (2019–2021 年度)
労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 各職場における安全文化や安全基盤のレベル測定を進め、常に改善を図る。 国際標準に準拠した安全衛生活動を推進するとともに、多様で柔軟な働き方を選択する社会に対応する。
保安防災	<ul style="list-style-type: none"> 最先端技術の導入による管理技術の向上、高度な保安人材の育成、設備管理および施工管理の徹底を通じた安全基盤の強化を図る。 自然災害の激甚化やテロなどの新たな脅威への対応を強化する。
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 環境関係法規に対する迅速な対応と、継続的な環境負荷の低減に取り組む。 社会的評価の維持・向上に資する環境情報の開示に積極的に取り組む。
気候変動対応	<ul style="list-style-type: none"> SBT (Science Based Targets) 達成に向けた実行計画策定と実施に取り組む。 Sumika Sustainable Solutions の中長期の方針を検討する。
プロダクトステewardシップ・製品安全・品質保証	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社と連携した、規制情報収集体制の活用および長期的な体制を整備する。 化学品総合管理システム (SuCCESS) を含めた当社システムのさらなる活用を図る。 品質問題の発生防止と失敗による損失を減らすための未然防止活動を推進する。
レスポンシブル・ケア監査	<ul style="list-style-type: none"> 監査を通じ、レスポンシブル・ケアマネジメントシステムとその運用の継続的改善と関係法令遵守の徹底を図る。
物流	<ul style="list-style-type: none"> 物流安全品質事故の削減に取り組む。

(注) 各分野の重点活動と取り組み実績は、次章以降の詳細ページに掲載

現在、欧州・米州・中国・アジア大洋州の地域統括会社にレスポンシブル・ケア専任者を配置し、地域に根ざしたレスポンシブル・ケア活動を展開しています。2016年からは、グループ全拠点における安全確保の取り組みとして、グループ共通の「安全グラウンドルール」を定め、全グループ従業員へ周知し、労働災害撲滅に取り組むとともにグループ全体の安全活動の一層のレベルアップを図っています。そして、地域の安全・環境保全に努めるとともに、このような取り組みを近隣の皆さまに説明し、対話を進めることで、相互理解を深めていくように努めています。

また、国内外のグループ会社のレスポンシブル・ケア担当者が参加する定期会合や、地域統括会社、各生産拠点における研修や訓練を通じて、レスポンシブル・ケアの理念を実践できる人づくりを継続して行っています。さらに、レスポンシブル・ケア関連トピックスや類似災害防止のためのグループ内の事故・災害情報などを掲載したニュースレターの発信、グループ会社の優れた活動の表彰 (RC Award) などのさまざまな活動を推進しています。

今後に向けて

気候変動問題への対応、循環型社会の形成、生物多様性への配慮など、地球規模の課題が山積する中で、化学産業に携わる私たちにとって、事業を継続する大前提となるのが、社会からの信頼です。お客さま、地域の皆さま、従業員と一緒に発展していけるように、これからもグループ一体となってレスポンシブル・ケア活動を推進していきます。



レスポンシブル・ケア

エコ・ファーストの約束

2012年3月、住友化学は「エコ・ファーストの約束」の取り組みの進捗状況および成果を環境大臣に報告するとともに、「エコ・ファーストの約束(更新書)」を宣言しました。

(注) 2016年11月に内容を更新し、2016年度からは、この更新後の内容で取り組みを行っている



エコ・ファーストの約束 更新書

平成 28 年 11 月 30 日

環境大臣 山本公一 殿

住友化学株式会社
代表取締役社長 **十倉 雅和**

住友化学株式会社は、化学企業のリーディングカンパニーとして「適切な化学物質管理」を基本に据えて法令遵守の徹底はもとより、製品の全ライフサイクルにわたって「安全・環境・健康・品質」を確保し、対話を通じて社会からの信頼を深めていく、事業者の自主的活動（レスポンシブル・ケア活動）を一層推進するとともに、地球社会の持続可能な発展に貢献するため、以下の取り組みを進めてまいります。

- 1 自社技術を活用した化学物質管理とリスクコミュニケーションを適切かつ積極的に推進します。**

 - ◆ 当社が年間1トン以上製造・販売している全製品について、2016年度までに安全性に関する情報の再評価に努め、2020年度までに自社技術を活用し、適切なリスク評価を実施します。また、その結果について、「安全性要約書」として、社会一般に公開していきます。
 - ◆ 世界の化学企業と連携して、「人の健康や環境に及ぼす化学物質の影響に関する自主研究（LRI）」などに積極的に参画し、化学物質の安全性向上に取り組みます。
 - ◆ 各事業所は自主性と創意工夫を凝らして、地域性にも配慮しながら地域住民などへの「情報公開」と「コミュニケーション」の充実に努めます。
- 2 環境負荷の低減につながる管理技術を開発・応用し、安全で安心される排水処理を徹底して実現します。**

 - ◆ 工場各プラントから排出される多様なプロセス排水について、評価方法の一層の標準化を図り、より適切な排水処理方法（活性汚泥処理もしくは焼却処理）の選択を容易にします。
 - ◆ 微生物叢解析、微生物固定化などの自社技術を活用した活性汚泥処理の高度化を図ることで、以下の①～③を実現します。
 - ① 汚泥の健康状態を把握し管理下に置くことで安定した排水処理に努めます。
 - ② 処理能力の向上を図ります。
 - ③ 活性汚泥処理が困難とされていた焼却処理排水の一部を活性汚泥処理へ転換します。
- 3 持続可能な社会の実現に向けて積極的に貢献します。**

 - ◆ 化学の力（事業）を通じて社会に貢献するため、低炭素型の製品・技術等の普及によるCO₂排出削減が促進されるよう、気候変動対応に資する製品・技術等を社内認定し、開発・普及を積極的に推進するとともに、可能な限り削減効果を定量的に把握して情報を公表します。
 - ◆ 全工場のエネルギー消費原単位の年平均1%改善に努めること、排出係数の低いエネルギーへの転換、コージェネレーションシステムの導入、事務所へのLED照明の導入の推進等により、エネルギー起源CO₂排出原単位を2020年度までに2005年度比で15%改善します。
この結果、2020年度のCO₂排出総量は2005年度比15%減の320万トン程度になります。
 - ◆ 環境保全の重要性についての理解を深めるため、地域における環境教育や社内教育に取り組みます。

当社は、上記取り組みの進捗状況を確認し、その結果について定期的に公表するとともに環境省へ報告します。





レスポンシブル・ケア

「エコ・ファーストの約束」進捗状況

住友化学は2008年11月より環境省の「エコ・ファースト制度」に参画しています。化学企業のリーディングカンパニーとして法令遵守の徹底はもとより、レスポンシブル・ケア活動の一層の充実に努めながら、環境大臣と約束した「エコ・ファーストの約束」の達成を目指しています。

結果 ● 順調 / ○ おおむね順調

化学物質管理とリスクコミュニケーション

製品の安全性再評価、リスク評価の実施

- ・これまでに594件の製品のリスク評価を終了し、43物質の安全性要約書を公開しています。
(<http://icca.cefic.org/>)

「LRI※1」への取り組み

- ・日本化学工業協会のLRI研究事業に、運営委員会の委員、企画管理部会および研究推進パネル※2のメンバーとして積極的に参画し、研究推進を図りました。さらに、LRIとの連携も深いマイクロプラスチックタスクフォースにも参画して、意見具申を行っています。

情報公開およびコミュニケーションの充実

- ・住友化学レポート、サステナビリティ データブック、環境・安全レポート(全工場)、地域広報紙などの発行、HPでの情報公開、出前授業、インターンシップ、周辺地域の方々との対話などを実施しました。

環境負荷の低減につながる管理技術の開発・応用、安全で安心される排水処理の実現

工場から排出される多様なプロセス用水の評価方法の標準化、適切な排水処理方法の検討

- ・製造過程に伴い発生するプロセス排水などについて、各工場の排水の評価方法および処理方法の実態を踏まえ、評価方法の標準化の検討を終えました。手順書も整備のうえ、各工場での適用を進めています。

微生物叢解析、微生物固定化などの自社技術を活用した活性汚泥処理の高度化

- ・各工場が運転管理している活性汚泥の構成菌叢について、遺伝子解析手法を用いた解析を行うとともに、構成菌叢と活性汚泥処理の運転条件との関連付けに取り組んでいます。一部の工場における難分解性の排水に対して、微生物固定化を行った活性汚泥処理を適用することで、安定した排水および処理コスト削減を実現しました。引き続き、微生物固定化技術を活用した活性汚泥処理についての課題の抽出・対応に取り組んでいきます。

持続可能な社会の実現に向けた貢献

Sumika Sustainable Solutions推進

- ・地球温暖化対策や環境負荷低減に資する製品・技術等を社内認定する取り組みである“Sumika Sustainable Solutions”を推進しています。これまでに合計48製品・技術が認定され、これらの売上総額は3,813億円(2018年度連結)で、ライフサイクルを通じた温室効果ガスの削減貢献量※3は約5,800万トン(CO₂換算、2020年度予測値)となりました。

エネルギー効率の改善

- ・2018年度エネルギー消費原単位は、2005年度比で18.4%改善、前年度比3.7%悪化しました。
【目標：エネルギー消費原単位を2020年度までに2005年度比で15%改善(年平均1%改善)】
- ・2018年度エネルギー起源CO₂排出量原単位は、2005年度比で15.7%改善、前年度比5.8%悪化しました。
【目標：エネルギー起源CO₂排出原単位を2020年度までに2005年度比で15%改善(年平均1%改善)】

社内外のステークホルダーとの対話

- ・持続可能な社会の実現に向けた企業による貢献の重要性、当社の関連取り組みを社内外のステークホルダーへ説明し、対話を通じた相互理解を深めました。

※1 LRI(Long-range Research Initiative) :

化学物質が人の健康や環境に及ぼす影響に関する研究の長期的支援活動

※2 研究推進パネル :

新規リスク評価手法の開発と評価などに関する研究を専門家に委託。研究成果について報告会を開催

※3 日本化学工業協会、ICCAのガイドラインに基づき、2020年度に販売されると仮定した当該認定製品がライフサイクルを通じて温室効果ガス削減に貢献する量を推定したものの



〈レスポンシブル・ケア監査 (RC監査)〉

基本的な考え方

レスポンシブル・ケア監査 (RC監査) とは、安全と環境を守り、製品品質を維持向上する活動が正しく行われていることを、チェックして問題点があれば改善を促す仕組みです。

住友化学グループにおけるRCグローバルマネジメントを進めていく上で、RC監査活動は、事業遂行上の業務およびその管理・監督の状況をコンプライアンス、有効性と効率性、財務報告の信頼性の観点から検討・評価し、改善・合理化の助言・提案を行うことにより、コンプライアンス違反、不正または錯誤の発生を予防し、会社財産の保全および業務効率の向上を図り、当社およびグループ会社の経営の改善と内部統制システムの構築、維持、改善に資する機能を果たしています (レスポンシブル監査規程)。その機能は、以下の4ステップアプローチになります。

第1ステップ：経営基本理念を共有する

第2ステップ：安全、環境、品質に関する基本方針、レスポンシブル・ケア活動方針、レスポンシブル・ケアマネジメントシステム、レスポンシブル・ケア業務標準の理解を促し共有する

第3ステップ：グループ各社にて最適なレスポンシブル・ケアマネジメントシステムを構築する

第4ステップ：RC監査を受けることで、レスポンシブル・ケア活動の方向修正やレベル合わせを行う

上記のステップを通じたFace to Faceのコミュニケーションの中で、グループ各社の規模や業態、特性に応じたレスポンシブル・ケアマネジメント構築を支援しています。このようなRC監査の中で構築されたグループ会社との信頼関係が、グループ各社のさまざまな課題解決のための個別支援や活発な意見交換などに活かされています。

レスポンシブル・ケア

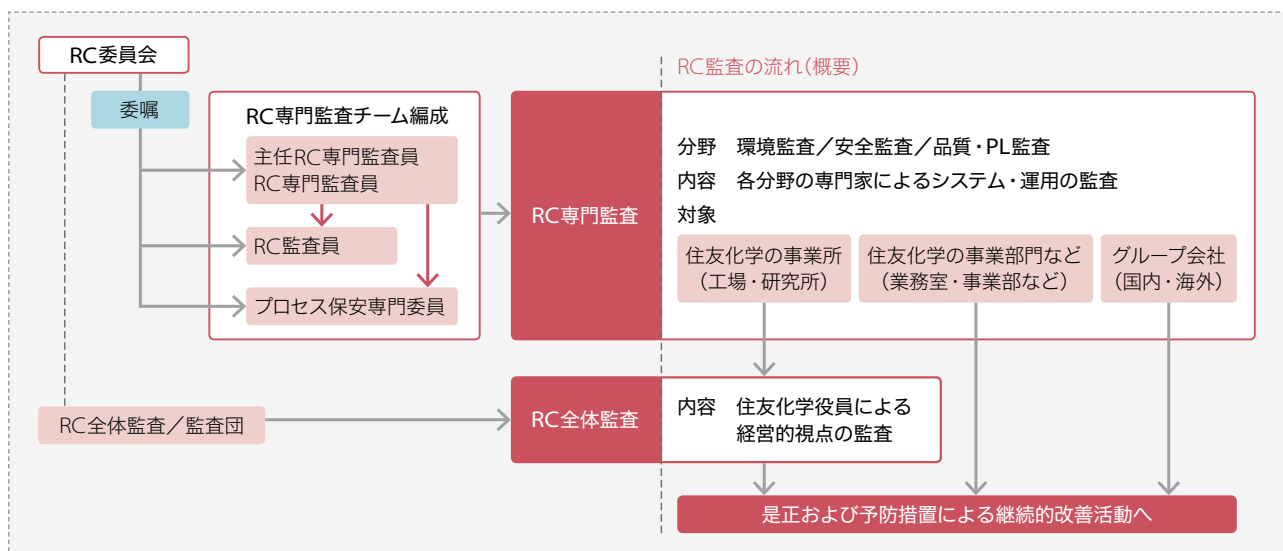
マネジメント体制

住友化学には専任のRC監査組織があります。レスポンシブル・ケアに関する知識・経験と監査技術を備えたレスポンシブルケア部担当役員の委嘱を受けた専任の監査員が、毎年度レスポンシブル・ケア委員会に承認を受けたRC監査方針およびRC監査計画に基づき、社内はもとより、国内外のグループ会社（監査対象とすべきと判断される連結経営会社および要請を受けたグループ経営会社、上場グループ会社（その子会社も含む））を直接訪問して監査を実施しています。さらに、社内事業所（工場・研究所）に対しては、RC監査での重要な指摘について、是正処置の進め方、およびレスポンシブル・ケア活動概況と重要課題をレスポンシブル・ケア担当役員が編成した監査団に報告し、議論する経営的視点の監査も実施しています。

対象と周期

原則として住友化学の工場・事業部門は1年ないし2年、国内外のグループ会社は3年です。

RC監査の体制





目標・実績

■ RC監査実績(住友化学グループ)

事業所等	2016年度	2017年度	2018年度	
専門監査※1	工場	9	11	9
	研究所	3	0	1
	物流中継所	0	0	0
	事業部門	6	5	4
	国内グループ会社	18	10	14
	海外グループ会社	7	10	13
全体監査※2	工場・研究所	6	6	6
合計	49	42	47	

(注) P62「RC監査の体制」参照

※1 各分野の専門家によるシステム・運用の監査

※2 住友化学役員による経営的視点の監査

■ 事業所・事業部門の専門監査における指摘件数(2018年度実績)

指摘区分	事業所(工場・研究所)	事業部門(本社事業部)	合計
評価できる事項	22	1	23
改善が必要な事項	20	4	24
検討を要する事項	82	15	97
合計	124	20	144

今後に向けて

引き続き、コンプライアンス違反、不正または錯誤発生の予防と住友化学およびグループ会社の経営の改善と内部統制システムの構築・維持・改善を目指します。

情報セキュリティ

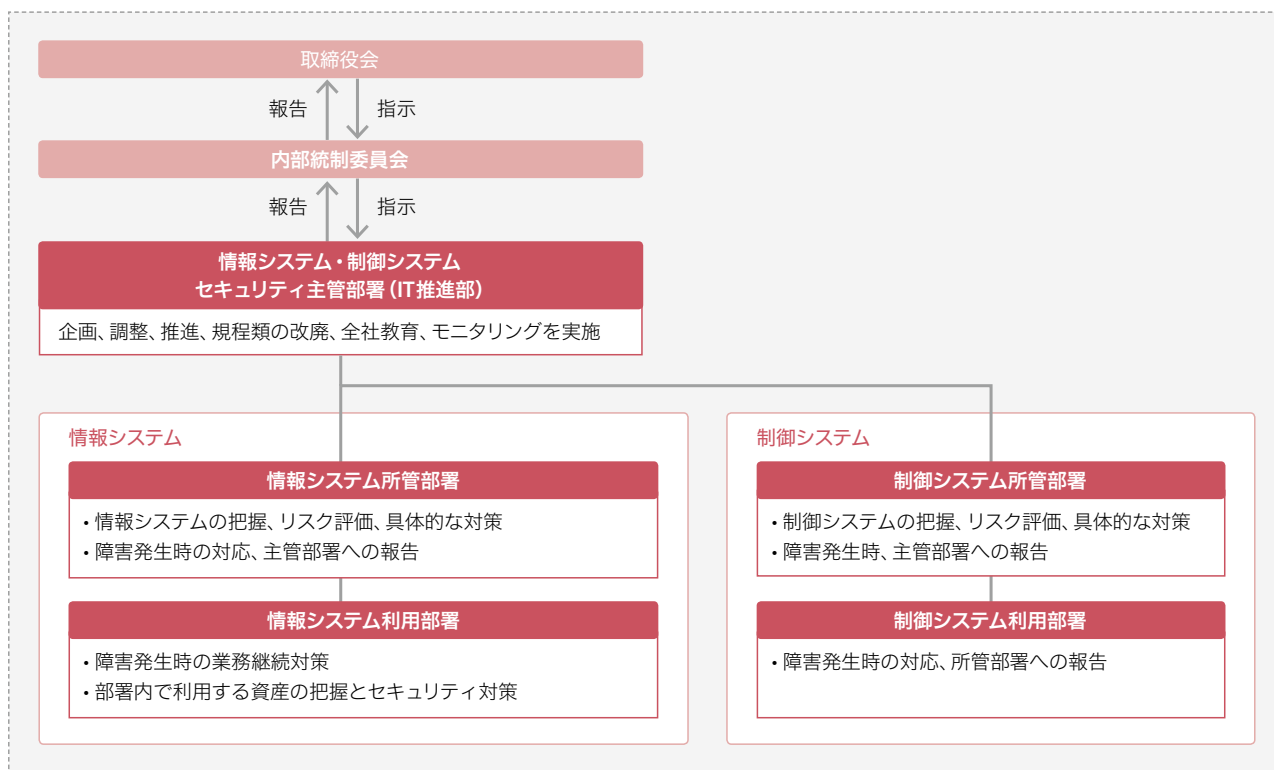
基本的な考え方

AIやIoTの活用などビジネスにおけるデジタル化が進む一方、サイバー攻撃がより巧妙になるなど情報システムに関するさまざまな影響が増えています。情報セキュリティの目的は、情報を正しく管理し、漏えいや紛失を未然防止するとともに、セキュリティインシデント発生時に影響を最小限に抑えることです。そのため、組織的・制度的・人的・技術的・物理的な切り口から多面的に対策を講じています。

マネジメント体制

住友化学では、情報システムセキュリティおよび制御システムセキュリティについて以下の体制を構築して、PDCAサイクルを実施しています。

■ 情報システム・制御システム セキュリティ体制



情報セキュリティ

目標・実績

ISMS (Information Security Management System) の考え方に準じ、セキュリティポリシーを定め必要な対策を実施しています。

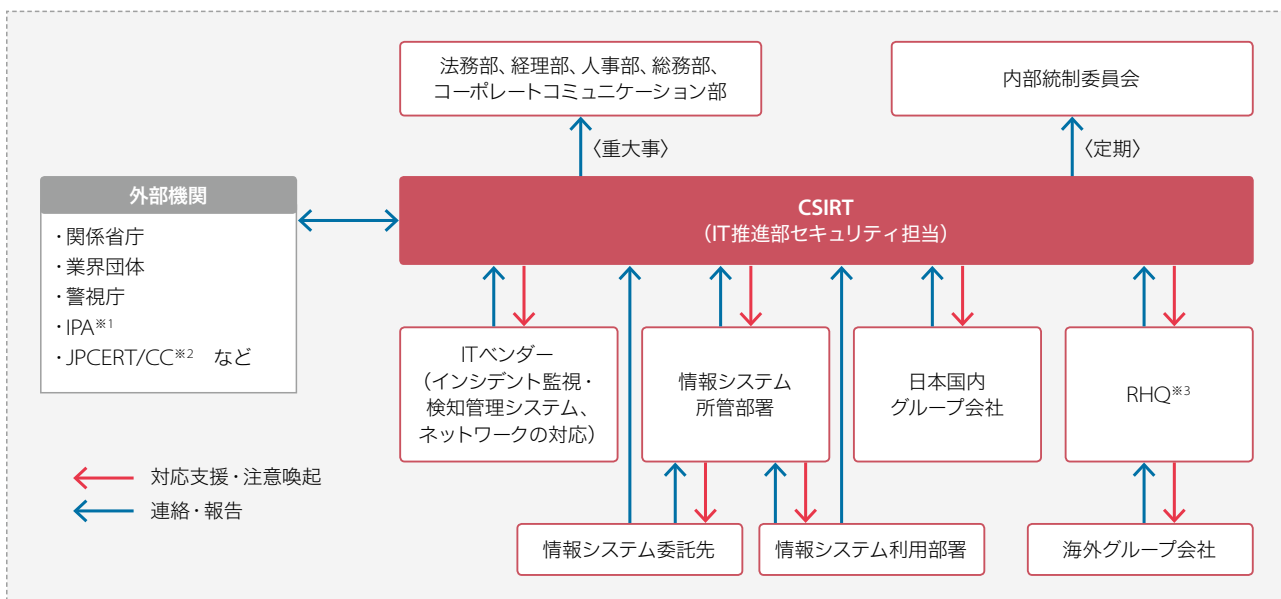
以下のような多面的なセキュリティ対策 (多層防御と減災) を基本的な考え方としています。

対策分類	対策内容
組織的対策	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムセキュリティ/制御システムセキュリティ対応体制構築 セキュリティインシデントに備え、事前に組織内外との情報共有体制を構築
制度的対策	グループ会社を含めて定期的にITセキュリティ自己点検、ITセキュリティ内部監査を実施
人的対策	E-ラーニングシステムなどを利用した各種セキュリティ教育 (受け入れ時教育、定期教育) を実施
技術的対策	サーバやパソコンなど個々のコンピュータやネットワークについて、アクセス制御対策、マルウェア対策、脆弱性対策などを実施
物理的対策	入退室管理などの対策が完備されたクラウドサービスの利用

取り組み事例

情報システムセキュリティ主管部署 (IT推進部) 内にCSIRT (Computer Security Incident Response Team) を設置し、外部機関からのセキュリティ情報の分析、当社グループ内への注意喚起や当社グループ内で発生したセキュリティインシデント情報を収集し、対応を全体管理しています。

■ セキュリティインシデント対応体制



※1 IPA: 独立行政法人 情報処理推進機構

※2 JPCERT/CC: Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center

※3 RHQ: Regional Head Quarter 地域統括会社



情報セキュリティ

今後に向けて

当社は、重要インフラ事業者の一員として、サイバーセキュリティを経営問題と捉え、ますます高まるサイバーセキュリティの脅威に対応していきます。システムセキュリティ対策を適切に講じることにより、事業のグローバル展開を支え、国際社会が抱える課題の解決や人々のQuality of Lifeの向上に向け、さらなる価値創造を進めていきます。